

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

- 県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定 （農村整備課） 一
- 指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 （水産業基盤整備課） 四
- 岸壁、物揚場及び棧橋の使用並びに廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 （ 同 ） 四
- 建設業許可の取消し （事業管理課） 四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 （防災砂防課） 五
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 （都市計画課） 六
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 （ 同 ） 六
- 財政状況の公表 （財政課） 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件） （警察本部会計課） 六
- 選挙管理委員会 （ 同 ） 六
- 証票の無効について 一〇

告 示

○宮城県告示第五百六十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業桜場地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

平成二十四年六月二十九日
換地を定めない土地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡
登米市	中田町石森	新次島	二二二	田	田	一五〇
同	同	新新田	一四	同	同	九九六
同	中田町上沼	御蔵	一七九・一	同	同	五九八
同	同	同	二五七	同	同	一、〇三一
同	同	同	二六七	同	同	一、〇一一
同	同	同	二七六	同	同	五一五
同	同	同	二八七	同	同	一、〇三一
同	同	同	二九〇	同	同	一、〇一一
同	同	同	二九二	同	同	七五九
同	同	新揚地	一・一	同	同	二九一
同	同	同	四	同	同	五五五
同	同	同	二六	同	同	二二四
同	同	新大柳浦	二八	同	同	一、〇一一
同	同	同	二九	同	同	一、〇三一
同	同	同	四一	同	同	一、〇三一
同	同	同	一三三	同	同	一、〇三一
同	同	同	一三三	同	同	一、〇一一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	八幡浦	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中才裏
三〇七	二五〇・二	二四三	二四二	一一五・一	二〇	一九	六	三三四	三三二	三三〇・一	三三四	一六九	一六一・一	一〇七	一〇六	八二	三四	三一	九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二三三	五二五	一、〇三三	五二五	五二五	二四五	三〇二	三〇四	四二一	二四七	五〇九	二三七	八三三	九六六	六九〇	七五〇	八三〇	九九四	一、〇一一	一二五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	登米市	市町村名	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	石森	中田町	大字	同
同	同	同	同	同	同	新寺浦	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新新田	字	同	
二一七	二一五	一〇八	一〇六	一〇四	一〇三	八三・一	一七六	一七二	一七一	一六九	一六六	一六三・一	一五九・二	一五九・一	四二	一六	地番	三三七・一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田	地目	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田	用途	同	
一、〇三三	一、〇三三	四三七	一、〇三三	一、〇三三	五一六	三九七	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	八二四	一、〇三三	五二五	五二六	五二五	四六七	一八八	地積㎡	同	
二三	六一	四〇	二三	三九	二三	一三五	三九	四四	二二	四〇	二二	五七	三七	三〇	一七	二三	特に減ずる地積㎡	四七	

二 地積を特に減じて換地を定める土地

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中沼町	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	神ノ木浦	同	同	同	同	御蔵	同	新蓬田	同	同
三七	三四	三二	三一	二五	二三	一九・二	一一	一〇	九	二	二九四	二八八	二六八	一七八・一	八六	二五六・二	一四五・一	二〇九	二二六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五五二	七九三	一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	八三三	五二八	一、〇二〇	三四二	三五六	七三八	一七六	一、〇三一	一、〇三一	二三五	一、〇三一	七三	一八四	七三四	六七八
二八	三〇	二六	二七	二五	三三	二五	三五	四五	二六	三六	二四	四六九	四八九	三六	八八七	三三	二八	三九	二三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	新田浦	同	同	同	新小塚渡	同	同	同	新大柳浦	同	同	北要害浦	同
一四四	一四一	二三九	二三八	二三四	二三二	二三〇	三五	八三	二七	二四	一	一八八	一八七	四二	三〇	二〇四	二〇三	八一	一九〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	一、〇〇九	四三六	四八二	一、〇一一	一、〇三一	五八五	九〇五	二七七	一、〇一一	一、〇一一	一、〇三一	一、〇三一	六八五	一、〇六四	四一六	一八〇
四〇	五七	三三	三三	五六	二二七	三三	一八	三三〇	三三三	三〇〇	一五〇	四六〇	七五八	三三七	三四四	一九二	一三六	二六	七三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	南 要 書 浦	同	同	同	八 幡 浦	同	同	同	中 才 裏	同	同	同	新 二 丁 田	同
二 八 〇	二 七 二	六 一	一 八	二 五	二 二	八	三 二 七 ・ 二	一 六 八	一 六 二 ・ 一	三 三 三	一 五 〇	一 四 五	一 三 九	一 三 八 ・ 一	一 四 七
同	田	畑	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九 九 八	一 、 二 二 六	三 〇 三	三 六 〇	五 一 七	六 一 一	五 七 七	二 七 七	一 、 〇 三 一	九 六 六	九 三 七	六 三 四	一 、 〇 三 一	一 、 〇 三 一	九 八 八	六 四 一
一 二 〇	一 二 二	二 九	一 五 三	三 三 〇	二 〇 〇	八 〇	一 九 九	四 六 七	二 二 六	六 〇 三	三 三 三	五 四	三 四	四 二	五 七

○宮城県告示第五百六十一号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。
 平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委 託 内 容	委 託 の 相 手 方	委 託 期 間
磯崎漁港及び桂島漁港の指定施設の使 用料の徴収	石巻市開成一番二十七 宮城県漁業協同組合	平成二十四年四月一日から 平成二十七年三月三十一日 まで
塩釜漁港の指定施設（釜の渚泊地）の 使用料の徴収	塩竈市新浜町三丁目三十 番十七号 塩釜市漁業協同組合	平成二十四年四月一日から 平成二十七年三月三十一日 まで

○宮城県告示第五百六十二号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十四年四月一日次のとおり委託した。
 平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委 託 内 容	委 託 期 間	委 託 の 相 手 方
塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧 橋の使用料の徴収	平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで	塩竈市
石巻漁港、渡波漁港及び鮎川漁港にお ける岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の 徴収	平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで	石巻市
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び 棧橋の使用料の徴収	平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで	気仙沼市
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧 橋の使用料の徴収	平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで	女川町
志津川漁港における岸壁、物揚場及び 棧橋の使用料の徴収	平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで	南三陸町
関上漁港における岸壁、物揚場及び棧 橋の使用料の徴収	平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで	名取市関上四丁目十四番 九号 宮城県漁業協同組合関上 支所
荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧 橋の使用料の徴収	平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで	巨理郡巨理町荒浜字築港 通り二十五番地 宮城県漁業協同組合巨理 支所

○宮城県告示第五百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年六月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
仙北木工株式会社 桜井 勝徳	登米市迫町佐沼字末広 三十一、二	般十九号 千八百三十	全部廃業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	平成二十四年 五月十七日
有限会社板橋塗 装店 敏夫	仙台市若林区今泉二丁目十二、四十四	般二十三号 一万二百七十九	全部廃業 塗装工事業	平成二十四年 五月二十九日
芳賀建築 君夫	本吉郡南三陸町戸倉字 干谷六十七、二	般二十号 一万五千三百六十二	全部廃業 建築工事業 大工工事業	平成二十四年 五月二十三日
中城工務店 佐藤 悠晴	石巻市北上町十三浜字 大室八十八	般二十二号 一万五千九百七十七	全部廃業 建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十四年 五月三十一日
有限会社赤金建 設 吉田 林	気仙沼市九条四百八十九	般十九号 一万六千六百六十一	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十四年 五月十七日
コスモビルド有 限会社 中津川 優	仙台市青葉区荒巻本沢 二丁目二十二、三	般十九号 一万六千七百九十三	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	平成二十四年 五月三十一日
有限会社鈴木電 業 鈴木 良七	加美郡色麻町志津字木 下二十三、二	般二十号 一万六千八百七十八	全部廃業 電気工事業	平成二十四年 五月二十五日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社宮城総 高橋 由隆	塩竈市泉沢町十三・三十一	般二十号 一万七千四百	一部廃業 大工工事業	平成二十四年 五月十八日
株式会社登建サ ルス 遠藤 浩	仙台市青葉区東照宮一丁目十三・四十五	般二十二号 一万八千七百五十二	全部廃業 とび・土工事業	平成二十四年 五月三十一日

区域の名称	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる事項	縦覧場所
十鉢沢	白石市大鷹沢三沢字戸谷（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県大河原土木 事務所
十鉢沢	白石市大鷹沢三沢字戸谷（次の図のとおり）	次の図のとおり	
西小山沢	白石市大鷹沢三沢字西小山（同市大平坂谷字原ノ下（次の図のとおり）		
原ノ下沢	白石市大平坂谷字八森山（次の図のとおり）		
久保沢	白石市大平坂谷字久保沢（次の図のとおり）		
1 荒屋敷下沢	白石市斎川字亀田（次の図のとおり）		
2 荒屋敷下沢	白石市斎川字荒屋敷下、同市斎川字荒屋敷山（次の図のとおり）		
2 荒屋敷下沢	白石市斎川字荒屋敷下、同市斎川字荒屋敷山（次の図のとおり）		
3 荒屋敷下沢	白石市斎川字松山（次の図のとおり）		

鳥沢	土石流	白石市越河五賀字鳥沢（次の図のとおり）
西原沢1	土石流	白石市越河五賀字西原、同市越河五賀字西、同市越河五賀字五百石（次の図のとおり）
西原沢2	土石流	白石市越河五賀字五百石（次の図のとおり）
荒屋敷沢	土石流	白石市齋川字大石原（次の図のとおり）
峠森前沢	土石流	白石市齋川字荒中森屋敷、同市齋川字峠森屋敷（次の図のとおり）
深沢	土石流	白石市齋川字方角、同市齋川字鍛冶山、同市齋川字鍛冶屋敷（次の図のとおり）
大平山口沢	土石流	白石市大平森合字山口、同市大平森合字鷺山（次の図のとおり）
一本木沢	土石流	白石市福岡蔵本字愛宕山（次の図のとおり）
平屋敷沢1	土石流	白石市福岡蔵本字愛宕山（次の図のとおり）
平屋敷沢2	土石流	白石市福岡蔵本字愛宕山（次の図のとおり）
原屋敷沢1	土石流	白石市福岡蔵本字愛宕山、同市福岡蔵本字南屋敷（次の図のとおり）
原屋敷沢2	土石流	白石市福岡蔵本字愛宕山（次の図のとおり）
柿平沢	土石流	白石市福岡蔵本字石神二番、同市福岡蔵本字箱森、同市福岡蔵本字西ノ原二番（次の図のとおり）
石神沢	土石流	白石市福岡蔵本字箱森（次の図のとおり）
老の沢	土石流	白石市福岡蔵本字箱森、同市福岡蔵本字箕輪田二番、同市福岡蔵本字上川原（次の図のとおり）
箕輪田沢1	土石流	白石市福岡蔵本字箕輪田一番、同市福岡蔵本字箱森（次の図のとおり）
箕輪田沢2	土石流	白石市福岡蔵本字箱森（次の図のとおり）

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において

て縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十五号

東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百六十六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 東松島野蒜地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通規制情報管理システム賃貸借 一式
 - 2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十五年二月一日から平成三十年一月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部交通部交通規制課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年七月二十五日(水)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二三三三)
平成二十四年七月十一日(水)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年七月二十五日(水)まで

に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十四年八月八日(水)、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年八月九日(木)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

6 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of traffic regulation information management system-1 set

2 Duration of Contract : February 1, 2013 to January 31, 2018

3 Location : Traffic Regulation Division, Traffic Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410

4 Bid Deadline : August 8, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 運転免許証作成システム賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年七月二十五日（水）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十四年七月十一日（水）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年七月二十五日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十四年八月八日（水）、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年八月九日（木）、午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of driver's license creation system-1 set

2 Duration of Contract : January 1, 2013 to December 31, 2017

3 Location : Miyagi Prefectural Driver's License Center, 65 Takakura, Aza, Iohinazaka, Izumi-ku, Sendai and other locations

4 Bid Deadline : August 8, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十四年六月二十一日以降無効とする。

平成二十四年六月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

記

証票番号 ㊦ 第一号の〇〇八

証票番号 ㊦ 第一号の〇〇七